

參考資料 1

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成30年4月24日現在

福島県		出荷制限	措取制限
原乳	1市4町2村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツ等)			1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{※2}		—
アブラ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原本木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原本木シタケ(施設栽培)	川俣町		—
伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本木シタケ(施設栽培)を除く。)			—
原本木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 棚倉町	
西会津町(ナメコ、ムキタケを除く。)			
会津美里町(ムキタケを除く。)			
只見町(ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケを除く。)			
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(木山屋の区域に限る。)		—
伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。)			
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ケサンチツ(ごこみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
ケサンチツ(ごこみ) (野生のものに限る。)	南相馬市		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	伊達市、南相馬市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、いわき市、広野町		—
ウメ	南相馬市/福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字桔木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、南相馬市		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市/福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字桔木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国町の区域に限る。)、二本松市(旧荒川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国町及び旧月舘町の区域に限る。)		—
米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成29年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成30年産)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川(のち東京電力株式会社金川発電所の上流)、支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウダイ	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(支流との合流点から上流の部分に限る。)並びに東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(支流との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
水産物7種 ^{※10}	最大高潮時海上線/上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外線、最大高潮時海岸線/上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		—
牛の肉 ^{※11}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		—
イノシシの肉	全域		6市10町4村 ^{※12}
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢根坂村		—
ノハサギの肉	全域		—
ヤマドリの肉	全域		—

※1 平成25年3月15日付で、(財)地域活性化支援されると共に、(公)地域活性化支援事業者登録申請書提出された「無地図区域」を、「無地図区域」へ。入間市、東久留米市、狛江市(平成25年3月15日付)指示により設置された「無地図区域」を、「無地図区域」へ。及び飯能市(平成24年3月15日付)指示により設置された「無地図区域」を、「無地図区域」へ。

*2 南相馬市・平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、大船町(平成24年11月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)及び川内村(平成24年4月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

*3 福島県庁北館、梅澤山(第一原子力発電所から20キロメートル内圏の区域を除く)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域を除く)、田村市(八郷路)、船引町(中山字小塚及び由利沼下馬、常葉町(山根並びに北山)、常葉町(北山並びに南山)、2525林班)、2523林班まで(2523林班まで)、2525林班まで(2523林班まで)、3033林班まで(3033林班まで)の一部の区域のうち、ふるさと第一原子力発電所並びに20キロメートル内圏の区域を除く。南相馬市(猪俣第一原子力)

利、小倉寺會院、南側に向北台を除く。旧平田村、旧厚原村、野野村、旧余目村、旧下川崎村、山崎村、金谷合村、古木水原村及び日吉山田村の区域に限る。伊達市(10月鉢町)、松橋川町、川向町及び腰町(腰に限る)、以及月館町猪俣町(北、西、及び西ノ内)、山田町(西山田町)、山形町(西山形町)、井手町(井手町)、西畠町(西畠町)及び中間町(中間町)、井手町(井手町)、西畠町(西畠町)、山田町(山田町)、西山田町(西山田町)、井手町(井手町)、西畠町(西畠町)及び中間町(中間町)に限る。」及び「井手町(井手町)、西畠町(西畠町)、山田町(山田町)、西山田町(西山田町)、井手町(井手町)、西畠町(西畠町)及び中間町(中間町)に限る。」

大開寺、寺跡、清水、清水寺、松平、久保、湖畔、里ヶ丘、山口、室町、元和、左近と多くの名を餘く、安曇川新田と上田町間に限る。又石川、上保と伊豆山、富山市及びひだ富野村、美濃八幡、岐阜郡の区域に限る。本松市・立石川市・川原村(川原)及び米沢市に接する。

古伊丹市、小川町の「旧坂本村」、佐野木村、丹波山村、白石井村、丹波山村、新井村、赤井村(市役所)及びひよ田村(糸束町)の区域に限る。」、本庄市「旧白石村、佐和不破村(白井村)及びひよ田村(糸束町)の区域に限る。」、荒川町「旧牛田村及びひよ田村(糸束町)の区域に限る。」、御代田町「旧牛田村(糸束町)の区域に限る。」、郡山市「旧高久山町(市役所)の区域に限る。」、いわき市「旧山田村(市役所)の区域に限る。」、山形市「旧山田村(市役所)の区域に限る。」、山形町「旧山田村(市役所)の区域に限る。」、三春町「旧坂本村(市役所)の区域に限る。」、大玉村「井手村(市役所)の区域に限る。」、

*4 福島県福島市（旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平庄村の区域に限る。）、郡山市（旧富久山町の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、相馬市（旧玉野村の区域に限る。）、二本松市

(旧洪川町の区域に限る)。田村市(市都路町、船引町)中山下字下沢、常葉町堀田、常葉町山岸並びに市内園田・福島林務管署理251林班の一部、252林班、253林班の部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び林班から303林班までの一部(区域に限る)。南相木村(小高区)、馬場(五台山)、字横川及び宇佐木森の区域に限る)。高倉(大字御堂、字吹屋町、字七曲、字七曲及び字木森の区域に限る)。小浜村(字空間形

に限る。)、伊達市(旧畠木村、旧本郷村、旧成田村、旧掛田村、旧小国村及び伊豆館町の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)、川俣町(山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及く167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、広野町(裕栄町、川内村及び北村)、長泥並びに町内国有林磐梯森林管理署2304林班及び2305林班及び2312林班まで及く2313林班の区域に限る。)

*5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、猪苗田町・宮園町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)。

と除く既往歴の有無)。平成24年3月30日付17指示により設定された既往歴既往歴及び既往歴既往歴解禁箇所(既往歴)に該する)、発売局(平成23年3月7日付17指示により設定された発売局既往歴と既往歴に該する)、及び販路局(平成24年3月15日付17指示により設定された販路局既往歴と既往歴に該する)。

困難区域を除く区域に限る。)、内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、萬葉村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び旅館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

*7 福島県南相馬市 平成24年3月10日付け指針により設定期間が定められた居住区限界区域及び避難指示解除準備区域に限る。、川俣町、平成25年5月7日付け指針により設定期間が定められた居住区限界区域に限る。、猪俣町、富岡町、平成25年3月7日付け指針により設定期間が定められた居住区限界区域及び避難指示解除準備区域に限る。、原町村、平成24年3月9日付け指針により設定期間が定められた居住区限界区域及び避難指示解除準備区域に限る。、浪江町、大熊町、楢葉町、石川町、平成24年3月5日付け指針により設定期間が定められた居住区限界区域及び避難指示解除準備区域に限る。

定された帰還困難区域を除く(区域に限る)。大野町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))、双葉町(平成25年5月7日付指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備地域に限る)及び飯野町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))及び飯野町(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))。

※9 福岡県川口町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大船町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

図10.白内障手術におけるクロマティックサイン（マザーパール・サイン）

※11 当該県において飼育されている牛について、県外への移動(12月以前の牛のものを除く)及び畜産への出荷を差し控えるよう要請

※12 略語案において記載されている「千」、「百」、「糸引」、「のれい」、「刀」等の単語の「の」を除く。又「と」の前には「の」を付さない。山の名を冠する「の」を除く。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成30年4月24日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、東松島市、蔵王町、丸森町、宮谷市 仙台市、氣仙沼市、名取市、 鳴田町 、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、 村田町 、川崎町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧榮館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬峰町及び旧若柳町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	栗原市
	コシアブラ	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	氣仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、瀧川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金糸橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、 茨城町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市、鉾田市、大洗町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成30年4月24日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

參考資料 2

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年4月24日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年4月24日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年4月24日現在

群馬県		出荷制限
水産物	ヤマメ(繁殖を除く。)	H24.8.30～H25.1.22解除: 群馬県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)ただし、唐津川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 木野川(支流を含む。)
	イワナ(繁殖を除く。)	H24.8.20～H25.12.17解除: 群馬県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.8.30～H25.7.23解除: 群馬県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	ウグイ(繁殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大井川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。 H24.5.30～H25.1.23解除: 武利川(支流を含む。)及び群馬県の郡山川のうち荒茂川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、堆原ダムの上流及びその支流を除く。)
	牛の肉	H22.8.2～H23.8.21～解禁: 全域 H23.8.2～H24.1.25～解禁: 全域 H24.1.25～H24.12.31～解禁: 全域
その他	イノシシの肉	H23.7.8～H24.1.16～解禁: 市原市
	シカの肉	H23.8.2～H24.2.25～解禁: 大井川市 H23.8.2～H24.5.31～解禁: 唐津市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウズキ(ワ)	H23.3.21～4.8解禁: 全域
	カブナ	H23.4.1～4.18解禁: 全域
水産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.26～: 須田川、草野川、櫛ヶ村 H24.5.10～: 高崎市、高岡村 H24.5.15～: 高崎市 H24.5.22～: 高崎市 H24.5.29～: 高崎市
	ヤマメ(繁殖を除く。)	H24.4.27～: 清里川のうち羽島橋から東京電力株式会社佐久発電所御川用水放水までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除: 清里川(支流を含む。)
水産物	イワナ(繁殖を除く。)	H24.4.27～H25.4.25解除: 小川川(支流を含む。)及び桶ノ木川(支流を含む。) H24.8.8～H24.11.9解除: 清里川のうち川田橋の上流(支流を含む。) H24.8.8～H24.11.9解除: 前川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	イノシシの肉	H24.1.16～: 全域
肉	シカの肉	H24.5.10～: 全域
	ヤマリの肉	H24.5.14～: 全域
その他	茶	H23.8.30～H24.5.28解除: 津川市 H23.8.30～H24.5.7解除: 津川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～: 鶴巻町、深谷市 H24.10.26～: 七沟沢町 H24.11.2～: 鶴ヶ島市
千葉県		出荷制限
農産物	ホウズキ(ワ)	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市、多古町
	ショウガ、チゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
水産物	ハゼリ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
	セルリー	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.6～H25.1.14解除: 宮前町 H24.4.6～H25.9.21解除: 我孫子市 H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 初富町 H24.4.12～H25.10.23解除: 芦浦町
水産物	タケノコ	H23.10.11～: 鳥取市 H23.10.11～H23.10.14～解禁: 岩美町(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理されるタケノコイタク(露地栽培)は出荷制限の対象から除外) H23.10.19～: 鳥取市 H23.10.22～H23.10.25～解禁: 鳥取市 H24.2.29～H24.3.29～解禁: 鳥取市(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理されるタケノコイタク(露地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 八千代市 H24.4.18～H24.5.10～解禁: 山武郡(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理されるタケノコイタク(露地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.5.14～H25.10.14～解禁: 芦浦町(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理されるタケノコイタク(露地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.4.18～H25.10.25～解禁: 不動浦町(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理されるタケノコイタク(露地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.4.18～H25.10.25～解禁: 山武郡(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理されるタケノコイタク(露地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.4.18～H25.10.25～解禁: 佐倉市(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理されるタケノコイタク(露地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.4.18～H25.10.25～解禁: 佐倉市(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理されるタケノコイタク(露地栽培)は出荷制限の対象から除外)
水産物	豚木シイタケ(露地栽培)	H24.1.14～H25.10.14～解禁: 芦浦町(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理される豚木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.1.14～H25.10.14～解禁: 芦浦町(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理される豚木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.4.18～H25.10.25～解禁: 不動浦町(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理される豚木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.4.18～H25.10.25～解禁: 山武郡(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理される豚木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.4.18～H25.10.25～解禁: 佐倉市(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理される豚木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.4.18～H25.10.25～解禁: 佐倉市(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理される豚木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外)
水産物	豚木シイタケ(施設栽培)	H24.7.16～: 平塚港内(利根川のうち大船橋の下流)販賣を含む。ただし、印旛用水道及び印旛水門の上流、印旛用水道第一海水槽場の下流、八幡川、多摩川並びに多摩川支流を除く。 H25.1.9～: 平塚港内(利根川のうち大船橋の下流)販賣を含む。ただし、印旛用水道及び印旛水門の上流、印旛用水道第一海水槽場の下流、八幡川、多摩川並びに多摩川支流を除く。
	ヨシ	H24.7.16～: 平塚港内(利根川のうち大船橋の下流)販賣を含む。ただし、印旛用水道及び印旛水門の上流、印旛用水道第一海水槽場の下流、八幡川、多摩川並びに多摩川支流を除く。
水産物	ウナギ	H23.7.2～: 平塚港内(利根川のうち大船橋の下流)販賣を含む。ただし、印旛用水道及び印旛水門の上流、印旛用水道第一海水槽場の下流、八幡川、多摩川並びに多摩川支流を除く。
	イノシシの肉	H24.11.8～H25.1.16～解禁: 全域(ただし、県の定めた暫定計画に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～7.7解除: 大和白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 藤浦市 H23.8.2～H24.5.25解除: 八千代市 H23.8.2～H24.5.26解除: 野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H24.5.13解除: 佐倉市
		H23.8.2～H24.4.10.15解除: 勝浦市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2～8.29解除: 南足柄市 H23.8.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.8.23～10.14解除: 安田町、清川町 H23.8.23～10.26解除: 相模原市 H23.8.23～10.26解除: 中郡町 H23.8.23～11.05解除: 箱根町 H23.8.23～H24.4.10.15解除: 鎌倉市
新潟県		出荷制限
農産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	H24.8.8～: 魚沼町、湯之谷町
	肉 クマの肉	H24.11.2～: 全域(魚沼市及び湯之谷町を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士河口湖町、喜多方町、鳴子町
		出荷制限
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.20～: 鹿児町、御代町 H24.6.20～: 小諸市、御代町、北佐久郡軽井沢町 H24.10.1～H27.11.20解除: 佐久市、マツタケを除く。 H24.10.1～H27.11.20解除: 佐久市、マツタケを除く。 H24.10.1～H27.11.20解除: 佐久市、マツタケを除く。 H24.10.1～H27.11.20解除: 佐久市、マツタケを除く。 H24.10.1～H27.11.20解除: 佐久市、マツタケを除く。
	コシアブラ	H24.8.21～: 長野市、飯田市 H24.8.21～: 中野市、飯田温泉村 H27.3.6～: 長野市
肉	シカの肉	H24.12.7～H29.12～解禁: 富士河口湖町(山がまらの山林)出荷制限に基づき管理されるシカの肉を除く。)
		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 郡山市、小山町 H25.10.8～: 富士市、郡山市 H26.10.7～: 郡山市
		出荷制限

※□□□□□の箇所は、出荷制限の対象。

参考資料 3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成30年4月24日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外	
H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	
H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～下記の地域以外	
H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
野菜	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～下記の地域以外	
H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.4解除：いわき市	
H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町	
H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村	
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）	
H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.4解除：いわき市	
H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町	
H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村	
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
原木シイタケ（露地）	
H23.4.13～：飯舘村	
H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る）	
H23.9.15～：いわき市、棚倉町	
H23.9.20～：南相馬市	
水産物	
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域
ヤマメ（養殖を除く。）	H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉	
イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村
	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象